

山鹿市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第 1 1 号

山鹿市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市一般職の職員の給与に関する規則（平成 1 7 年山鹿市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項を次のように改める。

新たに給与条例第 7 条第 1 項の職員である要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（別記様式）により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第 1 4 条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項に規定する」を「第 1 項の」に改め、同項に次の後段を加え、同項を同条第 3 項とする。

前項に規定する場合においても、同様とする。

第 1 4 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（扶養手当の支給の始期及び終期）

第 1 4 条の 2 扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第 7 条第 1 項の職員である要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第 1 項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 1 5 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第17条第1項ただし書中「第5号」を「第3号」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号を同項第5号とする。

第17条の2第1項中「第15条の2第3項第1号」を「第15条の2第3項」に改め、「勤務は、」の次に「同条第1項（育児休業条例第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。この条において同じ。）の」を加える。

第17条の2第4項を次のように改める。

4 次に掲げる場合には、給与条例第15条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 給与条例第15条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 給与条例第15条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

第23条の3中「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削る。

第26条中「第30条及び第30条の2」を「第30条、第30条の2及び第30条の3」に改める。

第30条第1項「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び特定任期付職員（山鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年山鹿市条例第28号）第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）」を加え、同項第1号中「100分の121.5」を「100分の124」に、「100分の205」を「100分の315」に、「100分の145.5」を「100分の148」に、「100分の245」を「100分の375」に改め、同項第2号中「100分の110」を「100分の112.5」に、「100分の121.5」を「100分の124」に、「100分の131」を「100分の133.5」に、「100分の145.5」を「100分の148」に改め、同項第3号中「100分の102.5」を「100分の101」に、「100分の122.5」を「100分の121」に改め、同項第4号中「100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の109」を「100分の111.5」に改める。

第30条の2第1項第1号中「100分の50.25」を「100分の51.5」に、「100分の60.25」を「100分の61.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の48」に、「100分の58.75」を「100分の58」に改め、同項第3号中「100分の44.75」を「100分の46」に、「100分の54.75」を「100分の56」に改める。

第30条の2第2項中「で定める」を「を定める」に改める。

第30条の3「前2条」を「前3条」に改め、同条を第30条の4とする。

第30条の2の次に次の1条を加える。

第30条の3 特定任期付職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5以上100分の262.5以下

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の77.5

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の71以下

附則第4項中「得た額」の次に「(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」を加える。

別記様式中「給与条例第8条第1項」を「山鹿市一般職の職員の給与に関する規則第14条第1項」に、「たる」を「である」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。